

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
商店街等名
代表者

㊦

消費税及び地方消費税に関する届出について

令和 年 月 日付2産労商地政第 号により交付決定通知のあった令和2年度東京都政策課題対応型商店街事業費補助金(新型コロナウイルス感染症緊急対策型)に係る実績報告書の提出に当たり、下記のとおり、消費税及び地方消費税の取扱について届け出ます。

記

1. 免税事業者
2. 課税事業者であり、簡易課税制度を選択
3. 課税事業者(任意団体)であり、簡易課税制度を選択せず、特定収入割合が5%を超える(若しくは超える見込み)。
4. 上記2及び3以外の課税事業者
 - ① 「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額」は明らかであり、当該仕入控除税額を除外して実績報告書を提出する。
 - ② 「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額」が明らかでなく、当該仕入控除税額相当額を除外せずに、実績報告書を提出する。
なお、消費税等の確定申告により、当該仕入控除税額が確定した後、速やかに報告を行う。

※ 1～4のいずれか該当するものを○で囲む。

※ 4に該当する場合は、①又は②のいずれか該当するものを○で囲む。